

神崎市に係る貸付予定農地についての意見聴取

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

この意見聴取に係る利害関係人は、当該意見聴取期間満了の日までに、公益社団法人佐賀県農業公社に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先及び意見をできるだけ具体的に記載した文書をメール・FAX・郵送等で公益社団法人佐賀県農業公社まで提出してください。

意見聴取期間は、令和8年5月20日（水）から令和8年5月27日（水）とします。

番号	対象農地の所在地				現況 地目	面積（㎡）	期間
	市町	大字	字	地番			
1	神崎市	神崎町本告牟田	三ノ鶴	3130	田	47	6年4ヶ月
合計			筆数：	1筆	面積：	47㎡	